

## 第4章 重点区域の位置及び範囲

### 1 重点区域の設定の考え方

本計画の第2章のなかで、本市における歴史的風致について4つのテーマに分け10の歴史的風致を取り上げた。重点区域は、国指定文化財をはじめとする文化財が数多く集まり、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われ、それらが一体となって本市の歴史的風致の良好な環境を形成している範囲とし、さらに重点的に施策を実施することにより、歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

4つのテーマとして掲げたのは、「1. 甲斐国武田家と甲州市」<sup>かい たけだ</sup>、「2. 青梅街道沿いの歴史的風致」<sup>おうめ</sup>、「3. 甲州街道沿いの歴史的風致」<sup>えんざん</sup>、「4. 果樹栽培地の歴史的風致」である。第1章で取り上げたとおり、市内には3本の街道が通っている。塩山地域を南西から北東に貫く青梅街道<sup>かつぬま</sup>、西の勝沼地域<sup>やまと</sup>から東の大和地域を横断する甲州街道、そして塩山地域の西縁を北上する秩父往還<sup>ちちぶ</sup>がそうだが、これらの街道が本市に多大な恩恵を与えてくれたため、甲州市の多様な歴史的風致が形成された。他の2つのテーマにかかる歴史的風致も、これら街道に沿って、あるいは近接して、形成されていることに注目すると、街道が市域に及ぼした影響の大きさがわかる。

以上から、重点区域を設定するにあたり、人の交流や物の交易の舞台となった街道を意識することにより、街道からもたらされた歴史や文化を実感できるような施策に取り組んでいくこととする。10の歴史的風致を街道ごとに分けると、青梅街道に沿っては「熊野神社の御幸行列<sup>くまのじんじや みゆきぎょうれつ</sup>にみる歴史的風致」<sup>かんべじんじや かない かりじんじや</sup>、「神部神社と金井加里神社の祭礼にみる歴史的風致」<sup>しおのやま</sup>、「塩ノ山南麓の市街地の営みにみる歴史的風致」の3つ、甲州街道に沿っては「武田家終焉の地にみる歴史的風致」<sup>だいぜんじ</sup>、「甲州街道勝沼宿にみる歴史的風致」<sup>しんげん</sup>、「大善寺の藤切り祭にみる歴史的風致」<sup>えりんじ</sup>、「ブドウ栽培にみる歴史的風致」の4つ、秩父往還に沿っては「武田信玄の菩提寺・恵林寺の「しんげんさん」にみる歴史的風致」<sup>ふえふきがわ</sup>、「コログキ生産にみる歴史的風致」の2つが該当する。また、「笛吹川水系のセギにみる歴史的風致」は青梅街道と秩父往還に重複して関係する。このグループを特性を活かしながら地区別に3ヶ所の重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上を目指すものである。

そのうち神金地区<sup>かみかね</sup>では、山村・養蚕集落の様相をよく伝えている塩山下小田原上条<sup>しもおだわらかみじょう</sup>伝統的建造物群保存地区内に鎮座する金井加里神社と、重川<sup>おもがわ</sup>を挟んで対岸に鎮座する神部神社の祭礼行事が交流し、山里に春を告げる風物詩として大切にされている。

塩山・松里地区<sup>まつさと</sup>では、『古今和歌集』に詠まれた塩ノ山<sup>かみおぞ</sup>がある上於曾地区について、近代化による鉄道敷設と駅の設置により<sup>きょうどう</sup>峡東地域を代表する中心市街地に発展したものの、歴史的建造物や祭礼行事など、激動の変化を超えて伝えられてきた歴史的風致が残されている。また、武田

#### 第4章 重点区域の位置及び範囲

信玄の菩提寺・恵林寺では毎年信玄公忌の祭典が盛大に開催されており、祭典を支える檀家が集まる周囲には古いセギ（水路）と町並みが残り、秋冬には風物詩であるコロガキ干しの風景が一带に展開する。

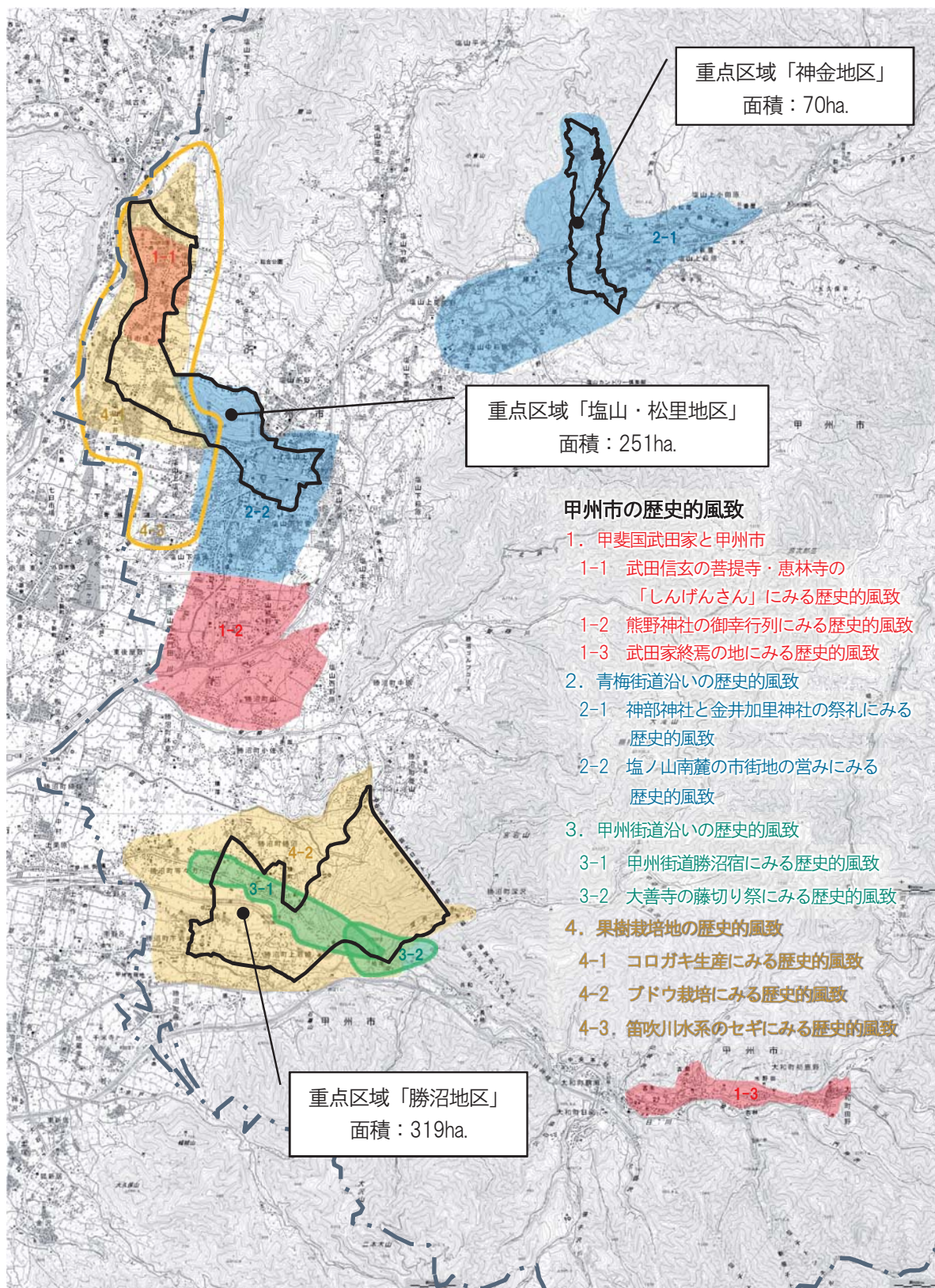
勝沼地区については、近世に整備された甲州街道勝沼宿で供したブドウが名産となり、近代化に伴うワイン産業によってブドウ畑が拡大した。ブドウの発祥については大善寺に伝説が残っているほど古い歴史があり、また、大水害により耕地が流出しても、当時の先進の土木技術の投入により耕地を復活させ、ブドウ畑の景観を維持してきた。

これらの歴史的風致は、文化財保護法に基づく保護措置等の施策、また、行政施策に頼らない個々の努力によって、これまで維持向上が図られてきたが、歴史的建造物や伝統的家屋の老朽化、少子高齢化に伴うコミュニティの衰退と祭礼行事の縮小化、ブドウ畑など耕作地の遊休化など、今後の歴史的風致の維持に支障をきたすことが予想される。

また、これまでの観光パンフレットや市ホームページ等による宣伝周知では、個々の文化財等についての情報は得られるものの、歴史的風致という観点での情報発信は不足しており、歴史的風致の意義や価値についての認識が市と市民、また市外から訪れる人々との間で共有されていない。

そのため本計画では、これらの課題を解決するとともに、歴史的風致の維持及び向上を効果的に図るため、歴史的風致が顕著である「神金地区」、「塩山・松里地区」及び、「勝沼地区」を重点区域として設定し、重点的に施策を展開することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、重点区域は、本計画の推進に応じて甲州市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲に変更が生じたときは、随時見直しを行っていくものとする。



■甲州市における歴史的風致と重点区域

## 2 重点区域の位置及び区域

### (1) 神金地区

「神金地区」は塩山地域に属し、中央に重川が流れ、その脇を青梅街道が通る地区で、「神部神社と金井加里神社の祭礼にみる歴史的風致」が残る地域である。

神金は明治時代以来の村名であるが、神部神社と金井加里神社から一字ずつを取って命名したとい、地区にとって両社がいかに重要なものかがわかる。両社は重川に沿って細長く展開している集落のほぼ中心に位置しながら、左岸側の山麓に神部神社、右岸側の舌状台地に金井加里神社と、それぞれが小高い場所に鎮座し氏子を見守っている。また神金地区には、甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区が所在し、金井加里神社は保存地区内に鎮座する。

山村らしく小規模な集落が組単位で多く残り、小正月の道祖神祭りなども組単位で行っている。この境界の道祖神祭りで作られる「オコヤ」は、社殿の姿を模したものが多い。中でも上条組のオコヤは、竹で垂木を、縄で軒付を、スギの枝でしゃちほこ鯨を作るなど、非常に手の込んだオコヤに仕立てる。オコヤそのものは市内各所で設けられるが、社殿の姿をしたものが神金地区に多いのは、両社の影響によるところが大きいと思われる。

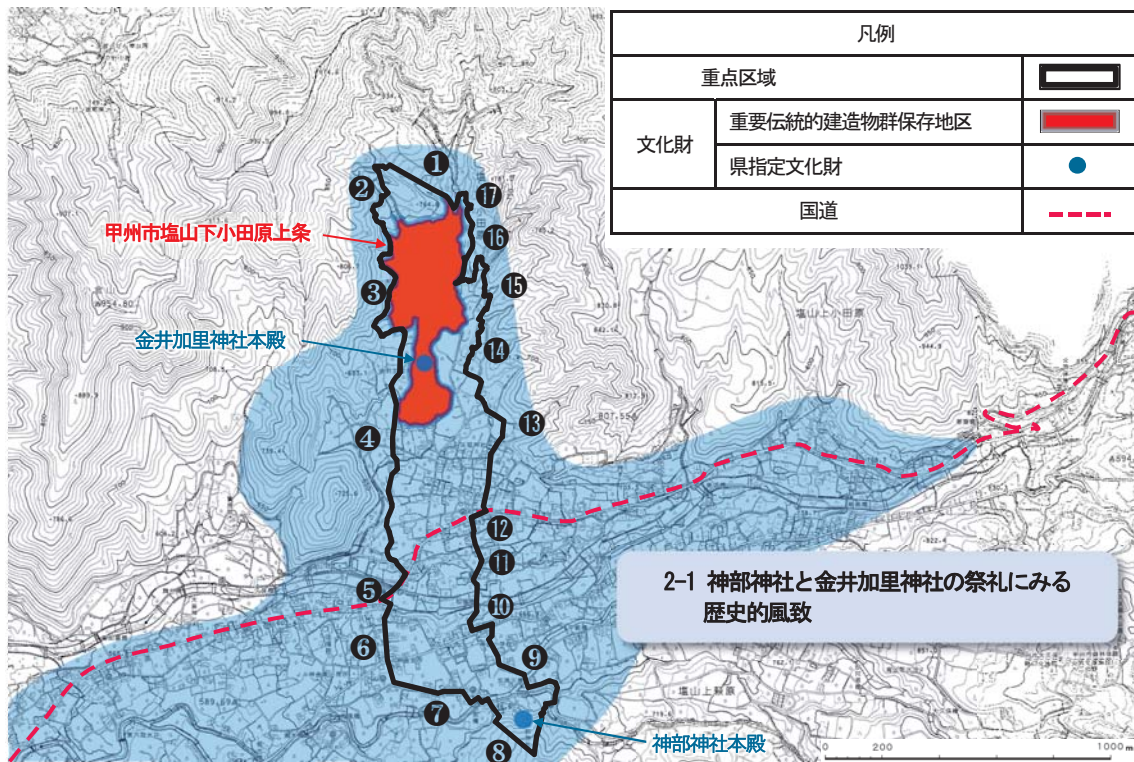
祭礼は、両社とも毎年3月30日に行われているが、かつて金井加里神社は3月15日であった。日を合わせたことにより、神部神社の神輿渡御が金井加里神社の領域に侵入してきたということで、小田原橋付近で両社の神輿を激しくぶつけ合い、それが「喧嘩祭り」として知られるようになった。このエピソードは、氏子の間ではお互いにライバル心を抱いていたことがわかるエピソードだが、一方で神金地区における両社への信仰心がいかに高かったかを伝えるものでもある。

祭のたびに神輿が壊れ、人的疲労もあったため、一時期休止されたこともあったが、近年喧嘩はしないものの小田原橋に神輿を揃え、往時を振り返り交流するような祭典に転じた。こうした転換ができたのも、神金地区住民の信仰心やコミュニティの強さが原動力となったおかげである。

伝統的な祭礼と信仰心を大事に守ってきた、両社に関連する集落からなる神金地区の一角を重点区域と設定する。設定にあたっては、伝統的建造物群保存地区の境界、歴史的建造物等の敷地や道路界を考慮することを基本としつつ、伝統的な地域活動として一体とすべき地域においては、字界をもって境界とする。

重点区域の名称：神金地区

重点区域の面積：70ヘクタール



- |              |                |
|--------------|----------------|
| ① 農道 5307 他  | ② 下小田原字上条界     |
| ③ 下小田原字鍛冶屋向界 | ④ 市道 5319      |
| ⑤ 国道 411 号   | ⑥ 市道 5029      |
| ⑦ 農道 5104    | ⑧ 神部神社隣接林 4 筆界 |
| ⑨ 市道 5015 他  | ⑩ 県道塩山停車場大菩薩嶺線 |
| ⑪ 市道 5315    | ⑫ 国道 411 号     |
| ⑬ 市道 5302 他  | ⑭ 下小田原字富士塔界    |
| ⑮ 下小田原字田ノ入界  | ⑯ 下小田原字高地京界    |
| ⑰ 下小田原字山鳥場界  |                |

■重点区域「神金地区」の範囲

## (2) 塩山・松里地区

「塩山・松里地区」は、市役所や JR 塩山駅が所在する中心市街地を含んでいるが、塩ノ山とその南麓こうかくじにある向嶽寺、駅の北口きゅうたかのけにある旧高野家住宅、国宝・小桜韋威鎧こざくらがわおどしよろいを保存する菅田天神社かんだてんじんじや、武田信玄の菩提寺・恵林寺など、甲州市を代表する社寺や文化財が集まる地区である。

塩山は「旧塩山町」の範囲で、上於曾・下於曾・上塩後・下塩後・赤尾・千野・下萩原の7地区に分かれる。中心より北西に寄って塩ノ山があり、南麓に向嶽寺、その東に塩山温泉、さらに東に青梅街道が南北に通る。一方鉄道は、東側の下萩原の山裾を北上し、重川手前で大きくカーブを取り西進、塩山駅に至る。駅から西へは南西へ進路を変え、甲府方面へ向かう。『古今和歌集』に詠まれた塩ノ山と向嶽寺は、不要な開発の手から逃れ自然の風景をよく残している。これに対して塩山駅周辺は開業に伴い大きく姿を変え、市役所が置かれるなど市の中心地区として開発が進んだが、旧高野家住宅や菅田天神社、於曾屋敷などの歴史的建造物が保存されている。

松里は「旧松里村」で、上井尻かみいじり、三日市場みっかいちば、小屋敷おやしき、藤木ふじき、下柚木しもゆのきの5地区に分かれる。西に笛吹川が流れ山梨市との境界をなしている。笛吹川の左岸上に秩父往還が通り、三日市場、小屋敷でその痕跡をみることができる。恵林寺の周辺には計画的に配された水路網が顕著に残る。笛吹川の上流部で取水ほうこうじし、放光寺の脇を南下させた後恵林寺北側で鋭角に東へ曲げ、等高線に沿って東進させながら一定間隔で南下する水路を取り、すだれのような水路網を整備した。この水路網には恵林寺への導水が大きく関わっていると思われ、その後の町並み形成も水路に沿って計画されたと考えられる。

塩山の向嶽寺、松里の恵林寺は、甲州市を代表する臨済宗の寺院で、ともに14世紀の建立である。代々の甲斐国守護職武田家に庇護され、多くの文化財を保存している。恵林寺の信玄公忌あきばじんじや（しんげんさん）と向嶽寺の秋葉神社祭典（あきやさん）は、4月12日と18日という近い日に開催され、甲州市に春を告げる祭りとして市民に親しまれている。

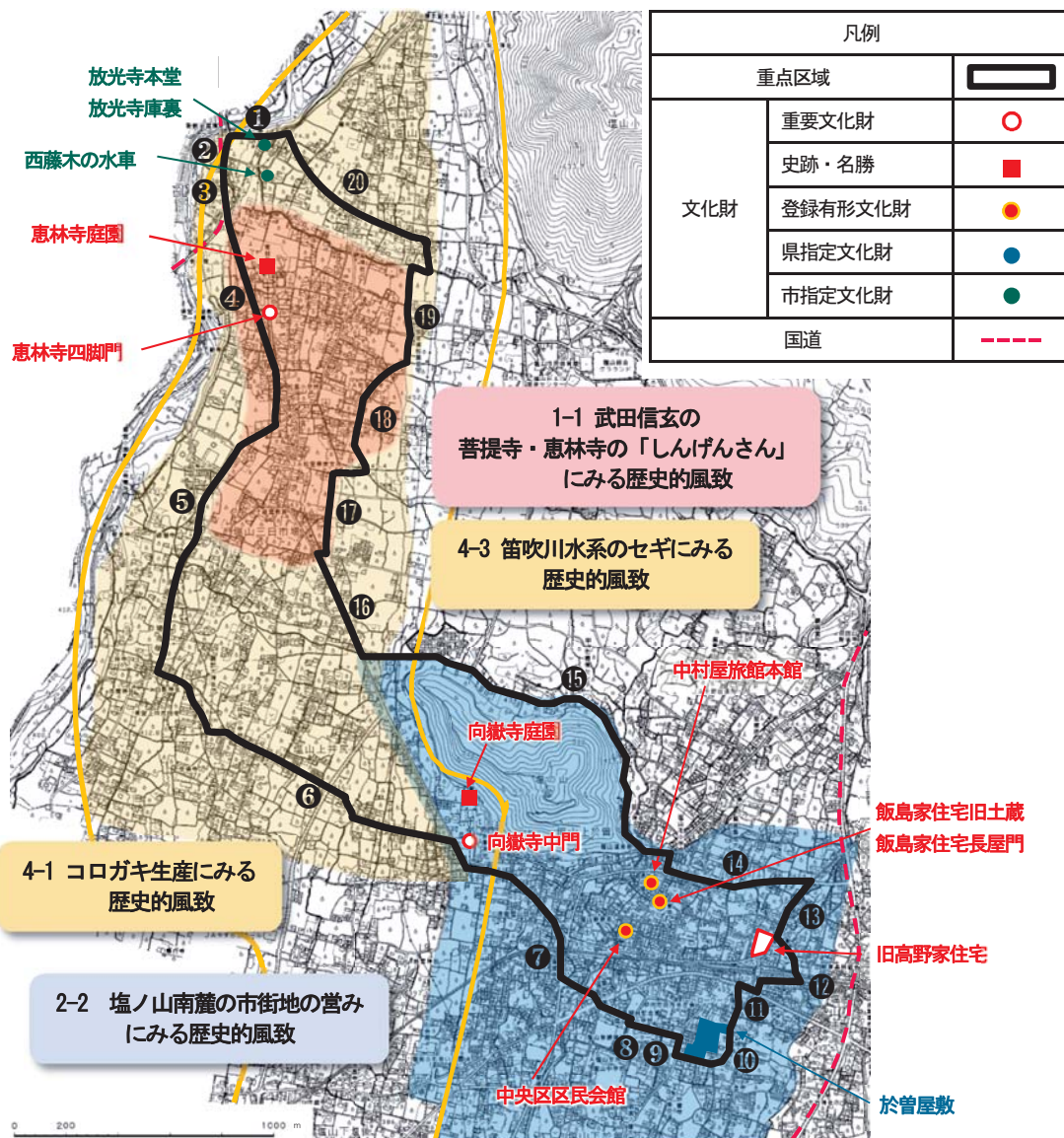
また、国宝の小桜韋威鎧を所有する菅田天神社では、初夏と秋に例大祭が催される。

このように塩山・松里地区は、『古今和歌集』が詠まれたころの景観を残す塩ノ山を囲むように、恵林寺・向嶽寺・放光寺・菅田天神社などの社寺が点在し、古い水路網から新しい町並みまでが渾然となってみられ、そこに社寺の祭典としての伝統的な行事や、産業としてのコロガキ生産などの人々の活動が加わり、歴史的風致を形成している。

これらの歴史的風致は、青梅街道や秩父往還に関連して連続あるいは重複しているため、塩山・松里地区として重点区域を設定する。設定については、北から放光寺、恵林寺、塩ノ山、向嶽寺、旧高野家住宅、菅田天神社、於曾屋敷を含む範囲とし、境内地や道路界、集落界、河川等をもって境界と設定する。

重点区域の名称：塩山・松里地区

重点区域の面積：251 ヘクタール



- |                |             |
|----------------|-------------|
| ① 放光寺          | ② 県道塩平窪平線   |
| ③ 国道 140 号     | ④ 県道塩山勝沼線 他 |
| ⑤ 県道三日市場南線     | ⑥ 市道 3249   |
| ⑦ 県道塩山勝沼線      | ⑧ 市道 1087 他 |
| ⑨ 県道白井甲州線      | ⑩ 市道 1202   |
| ⑪ 県道塩山勝沼線      | ⑫ 市道 1041 他 |
| ⑬ 県道塩山停車場大菩薩嶺線 | ⑭ 市道 1019 他 |
| ⑮ 市道 1344 他    | ⑯ 県道塩山勝沼線   |
| ⑰ 市道 3421 他    | ⑰ 市道 3413 他 |
| ⑱ 市道 3505 他    | ⑳ 市道 3539 他 |

■重点区域「塩山・松里地区」の範囲

### (3) 勝沼地区

「勝沼地区」は、旧勝沼町の甲州街道に沿った範囲で、武田家の滅亡から江戸時代ににぎわっていた勝沼宿の様子、明治時代以降のブドウ栽培・ワイン醸造の歴史と水害からの復興と、バラエティに富んだ歴史を概観できる地区である。

大善寺は甲州市きつての古刹で、本堂と附<sup>つきたりずし</sup>厨子が国宝に指定されているのをはじめ、本堂には木造薬師如来坐像及<sup>もくぞうやくしにょらいざぞうおよびりょうわきじぞう</sup>両脇侍像、木造十二神将立像など、3件17軀の重要文化財が安置されている。ここで毎年5月8日に執り行われている藤切り祭は、役行者の大蛇退治をモチーフとしたもので、「藤切り祭が終わるとデラ（デラウェアというブドウの品種）のジベ付け（ジベレリン処理をして種無ブドウにする作業）が始まる」といわれるほど、季節の風物詩となっている。また、武田家最後の武将となった勝頼は、新府城（<sup>かつより しんぷ にらさき</sup>韮崎市）を捨て岩殿城（<sup>いわどの おおつき</sup>大月市）へ向かう際大善寺に一泊している。

甲州街道勝沼宿は、江戸と甲府の出入口にあたり、人や物が集散する場所であるため大いににぎわった。江戸時代に勝沼で栽培されていたブドウを勝沼宿の客に提供したことにより、勝沼ブドウの名声は広まった。明治時代には宿から商家の町並みに変貌し、現在残る歴史的な主屋や土蔵はこのころの建築と思われ、当時「東山梨一」といわれた隆盛ぶりがわかる。

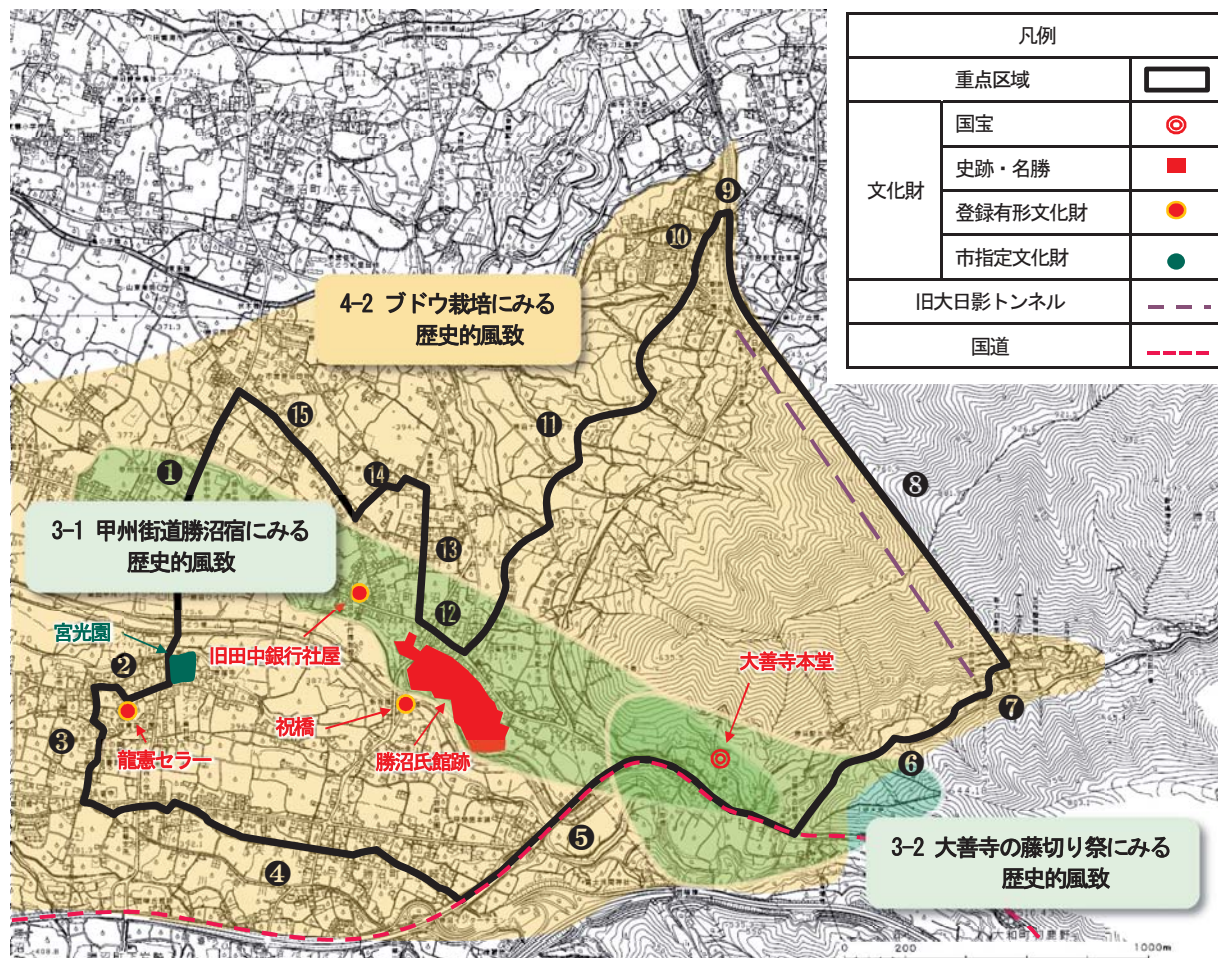
勝沼のブドウについては、明治時代に入ると西洋化の旗印としてワイン醸造が盛んになり、もともとブドウを栽培していたアドバンテージがあったため、民間で初の醸造会社が立ち上がり、畑の面積も拡大した。この間に、鉄道の開通や台風による水害等を経験し、その都度新しい技術を体験し、あるいは取り入れて、ブドウ栽培の風景とワイン醸造技術を守ってきた。

これらの歴史的風致は、甲州街道に沿って連続あるいは重複しているため、勝沼地区として重点区域を設定する。設定については、西から宮光園、勝沼宿、史跡勝沼氏館跡、大善寺を含む<sup>みやこうえん</sup>範囲とし、境内地や道路界、集落界、河川等、及び鉄道軌道をもって境界と設定する。

重点区域の名称：勝沼地区

重点区域の面積：319ヘクタール





- |             |             |
|-------------|-------------|
| ① 市道 7301   | ② 市道 7401   |
| ③ 市道 7325 他 | ④ 矢沢川       |
| ⑤ 国道 20 号   | ⑥ 県道深沢等々力線  |
| ⑦ 市道 7205   | ⑧ JR 中央本線   |
| ⑨ 県道塩山勝沼線   | ⑩ 市道 8058   |
| ⑪ 県道塩山勝沼線   | ⑫ 県道白井甲州線 他 |
| ⑬ 市道 7041   | ⑭ 市道 7002   |
| ⑮ 市道 7001   |             |

■重点区域「勝沼地区」の範囲

### 3 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

本市では、「神金地区」、「塩山・松里地区」、「勝沼地区」の3つの重点区域を設定することによって、本市に所在する8つの歴史的風致について維持向上を図ることとし、各区域において重点的かつ一体的な事業の推進を行うとともに、歴史的風致の維持向上の重要性を発信していく。

このことにより、本市全域に歴史と文化を活かしたまちづくりの認識を高めることが可能となり、互いの地域の共通理解が進むとともに、市民の郷土に対する愛着や誇り、先人への畏敬の気持ちが育まれ、ひいては本市における歴史・文化を活かしたまちづくりを飛躍的に向上させる効果が期待できる。

## 4 良好な景観形成に関する施策との連携

### (1) 甲州市の都市計画との連携

本市では、市内全域(26,411ha)の約27.7%にあたる7,308haが都市計画法に基づく「甲州市都市計画区域」に指定されており、また、都市計画区域内の235ha、市内全域の約0.9%にあたる面積には、用途の混在を防ぐことを目的とし、用途地域を指定している。

都市計画区域内には、塩山下小田原きょうとうに「**峡東都市計画伝統的建造物群保存地区**(甲州市塩山下小田原上条)」があり、文部科学大臣より「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。

本計画の重点区域と甲州市都市計画を照らし合わせると、「神金地区」、「塩山・松里地区」、「勝沼地区」は都市計画区域内に収まる。また「塩山・松里地区」の一部は用途地域内に位置する。「神金地区」には峡東都市計画伝統的建造物群保存地区が含まれており、甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例及び保存計画に基づき、現状変更の規制、その他保存のために必要な措置を定めている。

以上の通り、重点区域のすべてが都市計画区域内にあり、また、用途地域内に位置する重点区域や伝統的建造物群保存地区を包含する重点区域もあることから、引き続き都市計画行政と連携して、歴史的風致の維持向上を図っていく。



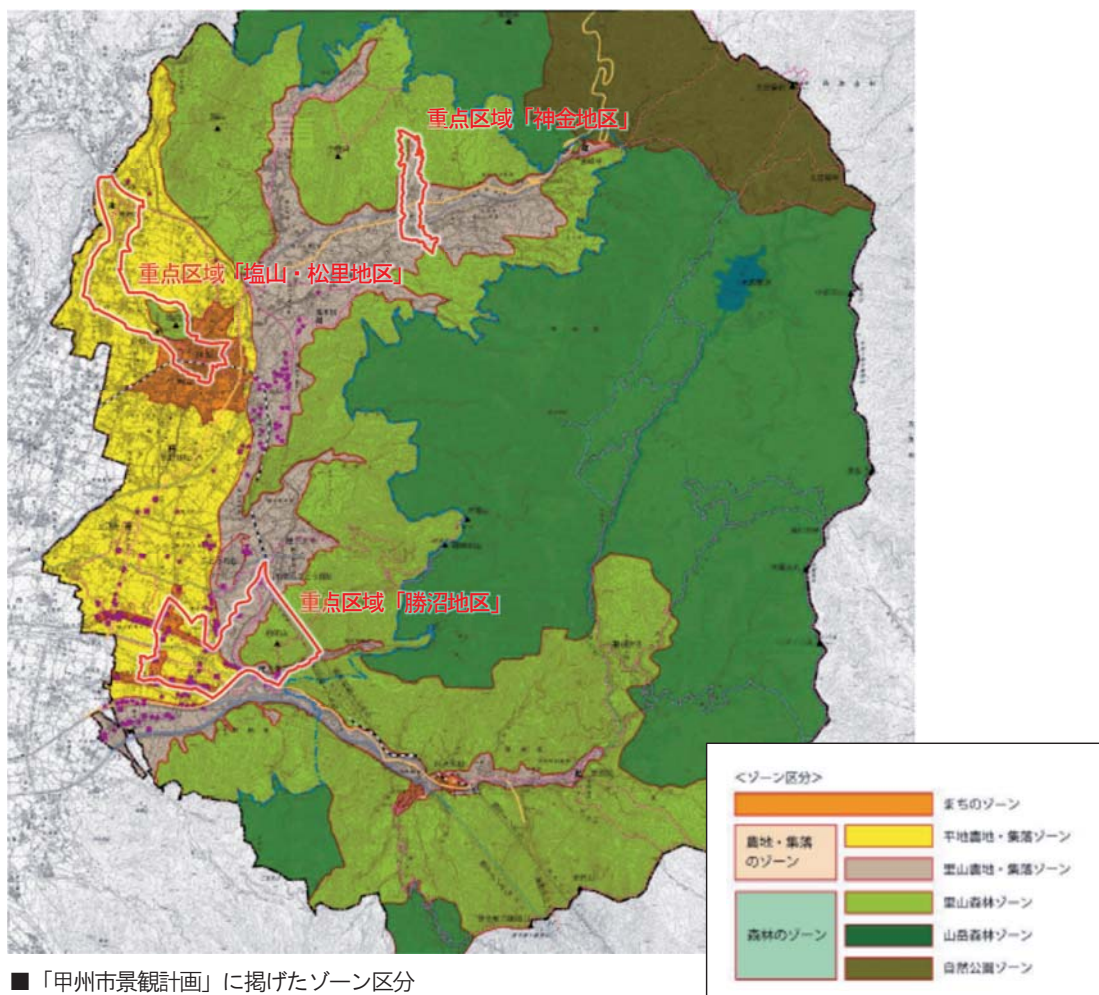
(2) 甲州市景観計画との連携

①景観形成及び行為の制限

本市の景観計画は、「市民生活や産業構造の変化に対する景観的課題の顕在化に対応し、本市の景観政策の充実と向上を図ることにより、本市固有の景観を守り、創り、育て、次世代に継承できる「果樹園と歴史・文化が織りなす魅力あふれる美しいまち」を実現する」ことを目的として、市域全体を対象として策定された。

景観形成のためゾーン区分し、方針を定めている。

まちのゾーン		都市機能や住宅が集積している区域
農地・集落のゾーン	平地農地・集落ゾーン	盆地の平坦部に立地する農地とそこにある集落
	里山農地・集落ゾーン	山裾や小丘の傾斜地に立地する農地とそこにある集落
森林のゾーン	里山森林ゾーン	集落に近く市民のレクリエーションの場になる小丘や山林
	山岳森林ゾーン	集落から離れた自然豊かな山林
	自然公園ゾーン	自然公園法により規制のある区域



■「甲州市景観計画」に掲げたゾーン区分

また、景観計画区域の全域を対象に、ある一定以上の建設、建築、工作行為を行う場合に、届出が必要な届出対象行為を定めている。

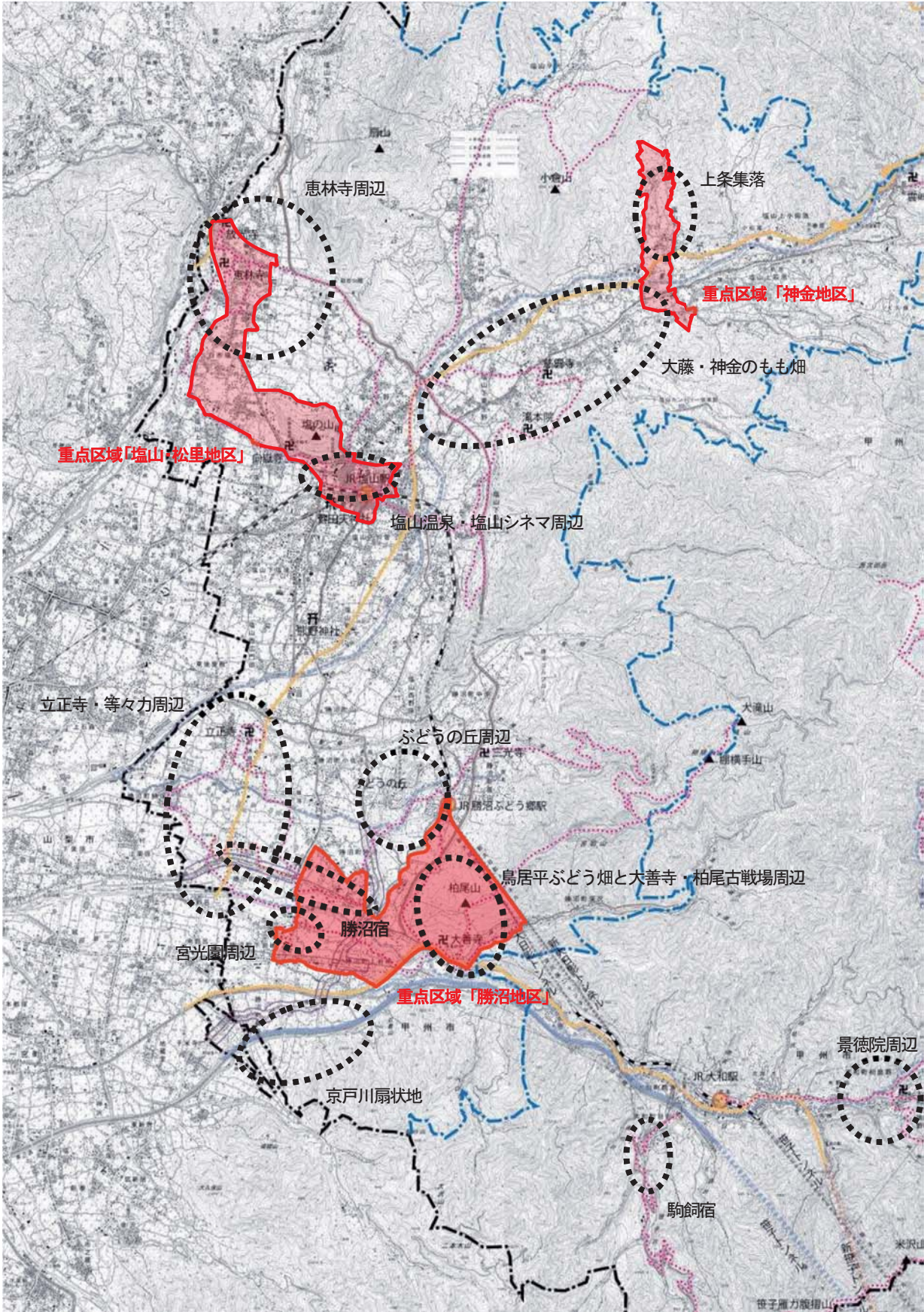
行為の種類		規模等
建築物	建築物の新築、増築、改築または移転、外観を変更する修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	①建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕で、当該行為に係る部分の、延べ床面積が10㎡を超えるもの ②外観の変更で、変更に係る部分の面積が100㎡を超えるもの ③都市計画法に規定する用途地域内では、高さが20mを超えるもの ④都市計画法に規定する用途地域以外の地域では、高さが15mを超えるもの
工作物	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更する修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	①煙突、記念塔、装飾等、効果水槽、彫像、遊戯施設、聖像プラント、貯蔵施設、処理施設の類においては、耕さが15mを超えるもの ②擁壁、柵、塀等で、高さが2mを超えるもの ③電柱、送電鉄塔、アンテナの類においては、高さが15mを超えるもの ④自立式の太陽光発電設備の設置で、ソーラーパネルの表面積の合計が300㎡を超えるもの及びそれに付属のもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（建物の建築又は特定工作物の建設用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）	①都市計画区域内において行われる開発区域の面積が1,000㎡（勝沼地域（その名称に勝沼町を冠する大字全ての区域をいう。以下同じ。）にあつては、500㎡）を超える開発行為 ②都市計画区域外において行われる開発区域の面積が2,000㎡を超える開発行為 ③一段の土地の区域において同一の事業者が複数回に分けて開発行為をする場合は、その開発区域全体の面積が1,000㎡（勝沼地域にあつては、500㎡）を超える開発行為 ④複数の事業者により行われる開発行為が共同事業によるものと認められる場合は、その開発区域全体の面積が1,000㎡（勝沼地域にあつては、500㎡）を超える開発行為 ⑤複数の事業者が既存の開発区域を利用して開発行為をする場合は、その既存の開発区域を含めた全体の面積が1,000㎡（勝沼地域にあつては、500㎡）を超える開発行為
特定照明	建築物等のライトアップ等	・届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対して行われる特定照明の新設・移設・解説及び色彩などの照明方式の変更
その他	土地の形質の変更、屋外における資材等の堆積、木竹の伐採等	①土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更で、面積が1,000㎡又は変更を生ずる法面もしくは擁壁の高さが3m又は長さ20mを超えるもの ②屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さが2m又はその用途に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの ③道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹の伐採で、伐採される土地の面積が500㎡を超えるもの

## ②景観形成重点地区の設定

景観計画は甲州市全域を対象としているが、重点的に景観形成に取り組むため「景観形成重点地区」を設定することも可能としており、候補地として次の12ヶ所を挙げている。

この中で景観形成重点地区に設定されている地区はまだないが、候補地の多くが甲州市の歴史的風致と重なり、あるいは関係性があるため、事業展開に併せ景観行政と連携し、歴史的風致の維持向上に努める。

重点地区の候補地	地域名	関係する歴史的風致
恵林寺周辺	塩山	1-1 武田信玄の菩提寺・恵林寺の「しんげんさん」にみる歴史的風致 4-1 コロガキ生産にみる歴史的風致 4-3 笛吹川水系のセギにみる歴史的風致
上条集落	塩山	2-1 神部神社と金井加里神社の祭礼にみる歴史的風致
大藤・神金のもも畑	塩山	2-1 神部神社と金井加里神社の祭礼にみる歴史的風致
塩山温泉・塩山シネマ周辺	塩山	2-2 塩ノ山南麓の市街地の営みにみる歴史的風致
立正寺・等々力周辺	勝沼	4-2 ブドウ栽培にみる歴史的風致
ぶどうの丘周辺	勝沼	4-2 ブドウ栽培にみる歴史的風致
勝沼宿	勝沼	3-1 甲州街道勝沼宿にみる歴史的風致 4-2 ブドウ栽培にみる歴史的風致
鳥居平ぶどう畑と大善寺・柏尾古戦場周辺	勝沼	3-1 甲州街道勝沼宿にみる歴史的風致 3-2 大善寺の藤切り祭にみる歴史的風致 4-2 ブドウ栽培にみる歴史的風致
宮光園周辺	勝沼	4-2 ブドウ栽培にみる歴史的風致
京戸川扇状地	勝沼	
景德院周辺	大和	1-3 武田家終焉の地にみる歴史的風致
駒飼宿	大和	



■ 「甲州市景観計画」に掲げた景観形成重点地区の候補地位置図と重点区域

### ③屋外広告物の制限等

本市における屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項は、山梨県屋外広告物条例（平成3年山梨県条例第35号）に基づき規制が行われている。基本的には、屋外広告物設置を禁止する「禁止地域」と、許可申請により設置が可能な「許可地域」の2つがあり、禁止地域のうち第一種禁止地域は秩父多摩甲斐国立公園の特別地域、塩ノ山、大滝不動尊周辺、竜門峡周辺が、また、第二種禁止地域は秩父多摩甲斐国立公園の普通地域、中央自動車道周辺、都市計画区域の第一種低層住居専用地域が指定されている。

その他の土地は第二種許可地域になっており、自家用広告物は10㎡以上が申請の対象で、また、道標・案内図（誘導標識）、一般広告物は全て申請が必要となり、道標・案内図は2.0㎡以下とされている。

今後、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るため、甲州市独自の屋外広告物条例の設置に努めていく。

### （3）文化財保護法との連携

重点区域「神金地区」には、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区」があり、26棟の建造物が保存対象となっている。保存地区については、「甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存計画」（平成27年教育委員会告示第2号）を策定し、保存地区の特性を明らかにし、今後の修理・修景事業の方針を示し、保存並びに活用を図るよう取り組んでいる。

なお、重点区域「勝沼地区」の周囲では、平成28年度から29年度まで、文化庁の文化的景観保護推進事業により「勝沼のブドウ畑とワイナリー群」の調査を実施している。調査の成果をもとに、甲州市景観計画の中で文化的景観を定めていく。

### （4）甲州市の農業施策との連携

甲州市・笛吹市・山梨市の3市と山梨県では、平成27年度から「里地・里山の果実郷 峡東地域における四季を通じた果樹農業」をテーマに、ブドウだけではなくモモやスモモ、カキなど、この地域で盛んな果樹農業について日本農業遺産・世界農業遺産の認定を受けるべく、活動を始めている。

また、このような営農風景を良好に後世に伝えていくため、農業景観行政と連携して農地の保全などに取り組み、歴史的風致の維持向上を図る。